

令和 5 年度北海道一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度北海道一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179, 113, 560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3, 381, 146, 357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		638,000,000	1,014,158	639,014,158
	1 地方交付税	638,000,000	1,014,158	639,014,158
7 分担金及び負担金		16,698,388	7,141,457	23,839,845
	1 分担金	2,146,011	3,043,934	5,189,945
	2 負担金	14,552,377	4,097,523	18,649,900
9 国庫支出金		459,294,657	97,345,446	556,640,103
	2 国庫補助金	354,643,982	97,345,446	451,989,428
12 繰入金		82,734,382	272,600	83,006,982
	1 特別会計繰入金	14,135,577	272,600	14,408,177
13 諸収入		385,092,078	20,799	385,112,877
	4 受託事業収入	3,637,728	20,799	3,658,527
14 道債		513,759,200	73,319,100	587,078,300

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 道 債	513,759,200	73,319,100	587,078,300
歳 入 合 計		3,202,032,797	179,113,560	3,381,146,357

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 総合政策費		88,014,226	1,077,703	89,091,929
	9 交通政策費	44,720,352	1,077,703	45,798,055
5 保健福祉費		557,445,978	2,172,125	559,618,103
	3 医務薬務費	4,179,745	913,776	5,093,521
	8 地域福祉費	39,215,753	5,986	39,221,739
	9 障がい者保健福祉費	78,566,173	419,354	78,985,527
	10 高齢者保健福祉費	88,694,429	821,227	89,515,656
	11 子ども子育て支援費	71,000,859	11,782	71,012,641
6 経 済 費		371,195,364	8,674,753	379,870,117
	2 経済企画費	24,630	2,947,858	2,972,488
	6 中小企業費	335,270,825	2,789,197	338,060,022
	8 環境・エネルギー費	7,670,392	2,828,870	10,499,262
	10 産業人材費	2,718,207	108,828	2,827,035

款	項	補正前の額	補正額	計
7 農 政 費		132,118,589	56,067,429	188,186,018
	1 農 政 管 理 費	8,645,324	3,010,553	11,655,877
	3 農 産 振 興 費	16,263,160	2,572,463	18,835,623
	4 畜 産 振 興 費	10,792,527	2,405,380	13,197,907
	9 農 業 農 村 整 備 事 業 費	54,427,112	44,036,033	98,463,145
	10 農 業 施 設 管 理 費	12,154,175	4,043,000	16,197,175
8 水 産 林 務 費		62,993,517	27,385,859	90,379,376
	1 水 産 林 務 管 理 費	6,880,799	1,167,411	8,048,210
	3 水 産 振 興 費	922,146	334,759	1,256,905
	4 漁 港 漁 村 費	23,716,569	15,076,200	38,792,769
	8 森 林 整 備 費	8,694,542	5,936,892	14,631,434
	9 治 山 費	9,633,625	3,040,910	12,674,535
	11 道 有 林 費	3,221,011	1,829,687	5,050,698
9 建 設 費		236,311,924	81,092,665	317,404,589

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 建設管理費	39,470,885	2,839,026	42,309,911
	3 道路橋りょう費	102,145,730	41,230,000	143,375,730
	4 河川費	43,953,977	20,212,039	64,166,016
	5 砂防海岸費	15,705,949	14,839,000	30,544,949
	7 都市環境費	5,923,901	1,700,000	7,623,901
	8 公園下水道費	8,496,589	272,600	8,769,189
11 教育費		380,426,305	2,643,026	383,069,331
	4 高等学校費	89,614,626	392,436	90,007,062
	5 特別支援学校費	52,030,464	2,250,590	54,281,054
歳出	合計	3,202,032,797	179,113,560	3,381,146,357

第 2 表

## 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 経済費	2 経済企画費	—	—	経済政策費	2,947,858
	6 中小企業費	—	—	中小企業支援 対策費	2,789,197
	8 環境・エネ ルギー費	—	—	省エネルギー・ 新エネルギー促進 事業費	2,828,870
	10 産業人材費	—	—	人材確保支援費	108,828
7 農政費	1 農政管理費	—	—	公共事業事務費	1,402,451
	3 農産振興費	—	—	野菜産地育成総合 対策事業費	195,000
	9 農業農村 整備事業費	—	—	道営土地改良 事業費	41,406,283
		—	—	道営農用地造成 事業費	1,680,000
		—	—	団体営農用地造成 事業費	291,840
		—	—	道営農地防災 事業費	567,000
—		—	道営農村総合 整備事業費	90,910	
8 水産林務費	1 水産林務 管理費	—	—	公共事業事務費	429,260
	3 水産振興費	—	—	漁場環境保全 対策費	334,759

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	4 漁港漁村費	—	—	水産物供給基盤整備事業費	12,630,000
		—	—	漁港漁村活性化対策事業費	492,200
		—	—	漁港海岸保全事業費	605,000
	8 森林整備費	—	—	森林環境保全整備事業費	5,936,892
	9 治山費	—	—	治山事業費	3,040,910
	11 道有林費	—	—	公共事業費	1,829,687
9 建設費	1 建設管理費	—	—	公共事業事務費	1,049,206
		—	—	単独事業事務費	87,275
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	5,950,000	道路公共事業費	20,704,000
		道路特別対策事業費	1,169,840	道路特別対策事業費	10,049,156
		地域活力基盤整備事業費	1,760,160	地域活力基盤整備事業費	15,173,844
	4 河川費	河川公共事業費	1,059,000	河川公共事業費	16,388,500
		—	—	ダム公共事業費	1,984,149
		—	—	ダム負担工事費	88,390

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	240,000	砂防公共事業費	12,972,000
		—	—	海岸公共事業費	1,720,000
	7 都市環境費	街路公共事業費	1,815,011	街路公共事業費	3,515,011
	8 公園 下水道費	—	—	公共下水道 公共事業費	88,200
		—	—	公共下水道 事業事務費	952
		流域下水道 公共事業費	718,000	流域下水道 公共事業費	892,000
		—	—	流域下水道 事業事務費	1,960
11 教育費	4 高等学校費	—	—	高等学校管理費	100,500
	5 特別支援 學校費	—	—	特別支援學校 管理費	184,242
		—	—	特別支援學校 施設整備費	2,055,764

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和 5 年度空港公共事業に関する債務負担行為	—	—	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	220,000
令和 5 年度道営土地改良事業に関する債務負担行為	—	—	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	910,000
令和 5 年度道営農用地造成事業に関する債務負担行為	—	—	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	110,000
令和 5 年度団体営農用地造成事業に関する債務負担行為	—	—	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	590,000
令和 5 年度道営農村総合整備事業に関する債務負担行為	—	—	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	100,000
令和 5 年度水産物供給基盤整備事業に関する債務負担行為	—	—	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	2,344,000
令和 5 年度治山事業に関する債務負担行為	—	—	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	1,724,000
令和 5 年度道有林公共事業に関する債務負担行為	—	—	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	108,000

第 4 表 地 方 債 補 正								
(単位 千円)								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 改 良 事 業 費	10,952,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	26,654,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農用地造成事業費	1,224,000	同 上	10%以内	同 上	1,839,000	同 上	10%以内	同 上
農地防災事業費	1,399,000	同 上	10%以内	同 上	1,584,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	649,000	同 上	10%以内	同 上	678,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	7,738,000	同 上	10%以内	同 上	11,781,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	6,986,000	同 上	10%以内	同 上	11,747,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	497,000	同 上	10%以内	同 上	766,000	同 上	10%以内	同 上
林道事業費	323,000	同 上	10%以内	同 上	461,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	4,503,000	同 上	10%以内	同 上	6,276,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	3,696,200	同 上	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還す	6,161,300	同 上	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還す

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
			利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ることができる。			利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ることができる。
直轄特定漁港漁場整備事業費	3,411,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,760,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路新設改良費	12,271,000	同 上	10%以内	同 上	18,832,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	27,272,000	同 上	10%以内	同 上	36,691,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	10,361,000	同 上	10%以内	同 上	17,615,000	同 上	10%以内	同 上
ダム建設費	466,000	同 上	10%以内	同 上	1,664,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	4,092,000	同 上	10%以内	同 上	10,951,000	同 上	10%以内	同 上
海岸保全事業費	989,000	同 上	10%以内	同 上	1,847,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	2,099,000	同 上	10%以内	同 上	2,868,000	同 上	10%以内	同 上
直轄道路事業費	18,219,000	同 上	10%以内	同 上	22,402,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	8,612,000	同 上	10%以内	同 上	11,422,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄砂防事業費	1,119,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,451,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄海岸事業費	137,000	同上	10%以内	同上	192,000	同上	10%以内	同上
特別支援学校施設整備費	2,449,000	同上	10%以内	同上	4,141,000	同上	10%以内	同上
合 計	513,759,200				587,078,300			



令和5年度北海道公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度北海道公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度北海道公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3） 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 公共下水道改修事業	747,000千円	88,200千円	835,200千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	976,210千円	91,600千円	1,067,810千円
第1項 企業債	704,300千円	72,000千円	776,300千円
第2項 補助金	166,000千円	19,600千円	185,600千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,118,167千円	91,600千円	1,209,767千円
第1項 建設改良費	784,000千円	91,600千円	875,600千円

（企業債）

第4条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 道 共 費 下 水	千円  618,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千 円  690,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和5年度北海道流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度北海道流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度北海道流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（2） 主要な建設改良事業			
石狩川流域下水道改修事業	682,000千円	46,000千円	728,000千円
函館湾流域下水道改修事業	851,000千円	128,000千円	979,000千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	3,358,752千円	181,000千円	3,539,752千円
第1項 企業債	1,028,000千円	47,000千円	1,075,000千円
第2項 補助金	1,651,400千円	87,000千円	1,738,400千円
第3項 負担金	679,352千円	47,000千円	726,352千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,513,385千円	181,000千円	4,694,385千円
第1項 建設改良費	2,921,300千円	181,000千円	3,102,300千円

（企業債）

第4条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	千円 634,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 681,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。